

別記

賞書

林氏会社富士山商店對従業員ノ勞働申議ハ今回調停者ノ斡旋ニテ左記条件  
ヲ以テ円満解決シタルニ就テハ茲ニ賞書ニ通作成一出奉者双方及調停者各  
通之ヲ保持スルモノトス

記

一 従業員ハ常時給一割五分位下ニ承認スルコト

但シ臨時休業ノ場合ハ日ハ半額ヲ支給スルコト

一 会社ノ経営状態日ニ變シタル場合ハ從來ノ賃金ニ優待スルコト

一 急引ノ役手續ニ干スル要ホテ建ハ何レモ之ヲ撤回スルコト

一 会社ハ今回ノ爭議ニ干レ解雇者ヲ出サハルコト

一 退職手續ノ算定方法ハ昭和三年十二月二十日付ノ規定賞書ノ賃金率

ニヨルコト

一 会社ハ従業員ノ家族ノ救済金トシテ金五百圓ノ支給スルコト

昭和五年四月二十一日

株式会社富士山商店

高山 寛一  
矢笠 莫一

同社全労働組合  
代表 望月 徳治

従業員代表  
代々木 岩海

調停者  
森元 澄美